



死後事務委任契約の理解①

委任契約の概要-

1. 死亡後発生する事務手続きの“生前依頼”
2. 死後事務委任契約を検討すべき方は？
3. 死後事務委任契約を行うタイミングは？
4. 死後事務委任契約にかかる経費は？

1. 死亡後発生する事務手続きの“生前依頼”

ポイント概要

●人が亡くなった後発生する事務を→誰かに**生前依頼契約**をすることを
死後事務委任契約という

●発生する事務の**種類概要**

- ①通夜・葬儀
- ②納骨・埋葬
- ③電気・ガス等公共料金関係、その他支払い関連の停止手続
- ④入院していた病院や介護施設費用等の支払い
- ⑤自宅・介護施設等の片づけ
- ⑥その他



(注1) 通常、死後事務は**親族**がおこなうのが基本→法律もそのことを前提に策定。

(注2) 親族以外にお願いする場合→**死後事務委任契約**を結んでおかなければならない。

(注3) 契約書は基本的に**公正証書**で作成

2. 死後事務委任契約を検討すべき方は？

ポイント概要

- ①おひとり様・子供のいない夫婦等
- ②もしもの時→近くに頼れる家族・親族のいない方
- ③家族や親族はいるが→手続き煩雑なため「第三者」に依頼したい方
- ④家族や親族はいるが→高齢の為、死後事務を依頼するのが不安な方
- ⑤散骨・樹木葬などを希望する人
- ⑥内縁関係の夫婦・同性婚の方



- (注1) 散骨・樹木葬は故人の遺志と遺族の考え方が食い違う場合が多い→死後事務委任契約で明確な意思表示をすることが、遺族の揉め事を少なくすることにも繋がる。
- (注2) 法律婚をしていない場合→相続人ではない為、死後事務を行うことは基本的に出来ない→パートナーに死後事務を委任する契約を交わしておくことが重要。
- (注3) 死後事務委任契約がないと→葬儀・納骨を誰がするのか不明確

3. 死後事務委任契約を行うタイミングは？

死後事務委任契約を行うタイミング

問題が発生する前に行うことが重要です！



4. 死後事務委任契約にかかる経費は？

ポイント概要

- 死後事務委任契約費用→知人等と契約するだけなら特に不要
- 行政書士等の専門家に依頼
 - ① 専門家報酬費用・契約書作成料
 - ② 基本的に公正証書で作成→公証人手数料が発生
- 死後事務を行う為の報酬
 - ① 死後の葬儀・納骨等の事務報酬
- 預託金
 - ① 葬儀費用→葬儀業者への預託金
 - ② 納骨費用→納骨業者への預託金
 - ③ 遺品整理費用→遺品整理業者への預託金



(注1) 預託金→葬儀の規模・納骨方法・遺品の量等で大きく変わってくる。